

7(公社)全宅連発政策第16号
令和7年11月5日

都道府県宅建協会 会長 殿

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会
政策推進委員長 伊藤 良之
(公印省略)

各種周知方協力依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

今般、国土交通省等より、下記のとおり周知のご案内がございましたので関連資料を送付いたします。

貴協会におかれましては、傘下会員方々に対し、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 不動産業における犯罪収益移転防止(マネーロンダリング)対策の取組について

(資料 No. 1)

令和7年6月30付7(公社)全宅連発政策第7号文書にてご案内のとおりマネーロンダリングに関する国際機関であるFATFより2028年に予定されている第5次対日相互審査に向けて、国土交通省より、「犯罪収益移転防止等の厳正なる遵守について」の要請を受けております。これに関し、今般本会も含む不動産業6団体で構成する、「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」事務局:不動産流通推進センターにおいて、マネーロンダリング対策に係る申合せを行いましたのでご案内申し上げます。申合せの主な内容は、①犯罪収益移転防止法の啓発、②不動産業反社会的勢力データベース等の活用、③犯罪収益移転防止法に係る体制整備、④犯罪収益移転防止法に基づく「疑わしい取引」の届出の手續の支援等であります。

マネーロンダリング対策につきましては、国土交通省及び警察庁から不動産業も含む各業界に対して要請があるとおり、現在国を挙げての対策が求められております。

本申合せに基づき、本会ではマネーロンダリング対策に関し、今後も周知啓発等を図ってまいります。各都道府県協会におかれましても、貴協会会員に対しご周知方よろしくお願い申し上げます。

2. 【国土交通省】令和7年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進について

(資料 No. 2) 令和7年10月31日国土交通省 国税庁 デジタル庁
国土交通省より、令和7年分の所得税の確定申告や事業者のデジタル化に向けて別添のとおり周知の依頼がございましたのでご案内申し上げます。

3. 【国土交通省】残置物の処理等に関するモデル契約条項の弾力的運用等について (資料 No. 3) 令和7年10月31日 国土交通省参事官(マンション・賃貸住宅担当) 安心居住推進課 事務連絡

すでにご案内のとおり、残置物の処理等に関するモデル契約条項については、令和3年6月に国土交通省及び法務省にて策定されておりますが、今般モデル条項の弾力的運用等について、国土交通省より別添のとおり周知の依頼がございましたのでご案内申し上げます。

4. 【国土交通省】印紙税非課税措置についての周知方協力依頼について

(資料 No. 4) 令和7年10月30日 国土交通省不動産課 事務連絡
租税特別措置法により、平成28年4月1日以後に発生した自然災害により滅失し又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災をされた方(被災者)が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられています。本件について、国土交通省より別添のとおり周知の依頼がございましたのでご案内申し上げます。

5. 日本貸金業協会からの周知依頼について

(資料 No. 5) 令和7年10月20日
貸金業法では、ローン等の提供やその媒介など、各種取引に密接に関連しており貸金業法の所管庁である金融庁は、金銭の貸付やその媒介について、販売事業者自身(物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者)がその取引に付随して行う場合や銀行等を除き、原則として貸金業の登録を要することを改めて明確にされました。

売買の媒介業者以外の委任先等の第三者が金銭の貸借の媒介を行う場合、「貸金業から除かれるもの」には該当せず、当該委任先等の第三者は貸金業の登録が必要となる事等について、今般日本貸金業協会より別添のとおり周知の依頼がございましたのでご案内いたします。

なお、宅建業者が自己の媒介する不動産取引に付随して住宅ローンのあっせんを行う場合には登録は不要です。

以 上